



附属書 4

## 附屬書 4

### デジタル政府サービス大綱とデジタル・アイデンティティ・アプローチの 実施マッピング

我々は、G20 の文脈を含め、現在行われているデジタル公共インフラに関する国際的な議論とそれが政府の強靭性を促進し、より包摂的で持続可能な経済成長を促す可能性を認識している。

適切なプライバシーとセキュリティのセーフガード（保護措置）を備えたデジタル・アイデンティティは、サービスプロバイダーが対面およびオンラインで行うユーザーとのやり取りを変革することができる。また、OECD のデジタル・アイデンティティのガバナンスに関する勧告にも記されているように、このようなデジタル・アイデンティティは、包摂性を促進し、幅広いサービスへのアクセスを簡素化することで、社会的および経済的価値に貢献する。

G7 各国政府がデジタル政府サービス、特にデジタル・アイデンティティにどのように取り組み、活用しているかについて事例を共有することは、より包摂的なデジタル政府を促進する方法を含め、相互に学びあう上で重要である。我々は、OECD に対し、デジタル政府サービスの大綱及びデジタル・アイデンティティ・アプローチの実施マッピングの開発を通じて、この取組を支援するよう求める。

- **デジタル政府サービスの Compendium (大綱)** : この大綱には、G7 メンバーが公共サービスへのアクセスを提供するために活用しているデジタル政府サービスやデジタル・ソリューションの事例が含まれる。OECD のデジタル政府に関する専門知識を活用し、G7 メンバーのデジタル政府サービスの事例（デジタルポスト、デジタルウォレット、公共サービスへのシングル・デジタル・ゲートウェイ、デジタル透明性のメカニズム、データおよび情報ソリューション等を含むが、これらに限定されない）に焦点を当てる。また、国家戦略、投資、公共調達の慣行、ガバナンスの枠組み、パートナーシップなど、デジタル政府サービスの導入と活用を成功に導いた要因や検討事項の要約も含まれる。事例は簡単なアンケートを通じて収集され、関連する場合には国内及び国際レベルで開発された既存のリソースを基とする。

- **デジタル・アイデンティティ・アプローチの実施マッピング：**この実施マッピングは、G7 各国間での共通概念や定義、国際的な技術標準の活用、保証レベルへのアプローチなど、将来の相互運用性を支援するための共通点を特定することを目的とする。この実施マッピングは、EU 米国貿易技術評議会が作成した既存のテンプレートと報告書に基づいて行われる。

